

広島港海岸直轄海岸保全施設整備事業

海岸事業の再評価項目調書

事業名(箇所名)	直轄海岸保全施設整備事業(広島港海岸)																	
実施箇所	広島県広島市、安芸郡海田町																	
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業																	
主な事業の諸元	護岸(改良)、堤防(改良)、陸閘																	
事業期間	事業採択	平成17年度	完了	令和12年度														
総事業費(億円)	316	残事業費(億円)		96														
目的・必要性	高潮による浸水や、大規模地震後の液状化とそれに伴う堤体変状、および津波による被害の軽減を図るため、護岸(改良)、堤防(改良)等を整備する。																	
便益の主な根拠	浸水面積:443ha 浸水戸数:10,022戸 浸水区域における一般資産等評価額:3,807億円																	
事業全体の投資効率性	基準年度	令和4年																
	B:総便益(億円)	4,886	C:総費用(億円)	424	全体B/C	11.5												
	B-C	4,462	EIRR(%)	43.3														
残事業の投資効率性	B:総便益(億円)	104	C:総費用(億円)	81	継続B/C	1.3												
感度分析	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">事業全体のB/C</th> <th style="text-align: center;">残事業のB/C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>需要(-10%~+10%)</td> <td style="text-align: center;">(10.4~12.7)</td> <td style="text-align: center;">(1.2~1.4)</td> </tr> <tr> <td>建設費(+10%~-10%)</td> <td style="text-align: center;">(11.3~11.8)</td> <td style="text-align: center;">(1.2~1.4)</td> </tr> <tr> <td>建設期間(+10%~-10%)</td> <td style="text-align: center;">(11.5~11.6)</td> <td style="text-align: center;">(1.3~1.3)</td> </tr> </tbody> </table>							事業全体のB/C	残事業のB/C	需要(-10%~+10%)	(10.4~12.7)	(1.2~1.4)	建設費(+10%~-10%)	(11.3~11.8)	(1.2~1.4)	建設期間(+10%~-10%)	(11.5~11.6)	(1.3~1.3)
	事業全体のB/C	残事業のB/C																
需要(-10%~+10%)	(10.4~12.7)	(1.2~1.4)																
建設費(+10%~-10%)	(11.3~11.8)	(1.2~1.4)																
建設期間(+10%~-10%)	(11.5~11.6)	(1.3~1.3)																
事業の効果等	高潮による浸水被害を軽減することが可能となる。また、地震による海岸保全施設の沈下等の変状を抑制し、地震後の津波や高潮による浸水被害を軽減することが可能となる。																	
社会情勢等の変化	前回評価以降、大きな社会情勢の変化はない。																	
主な事業の進捗状況	総事業費316億円、既投資額220億円。令和4年度末時点 事業進捗率70%																	
事業の進捗の見込み	令和12年度に整備完了予定																	
コスト縮減や代替案立案等の可能性	技術基準の改訂による見直し及び波浪変形計算の見直しに伴い、石材投入等の海上作業が不要となったことでコストを縮減。																	
対応方針(原案)	継続																	
対応方針理由	効率的な事業の実施を図ることにより、十分な投資効果があると判断されるため。																	
その他	(その他の指標による効果) ・人的被害の軽減 ・背後地域住民の精神的被害の軽減																	

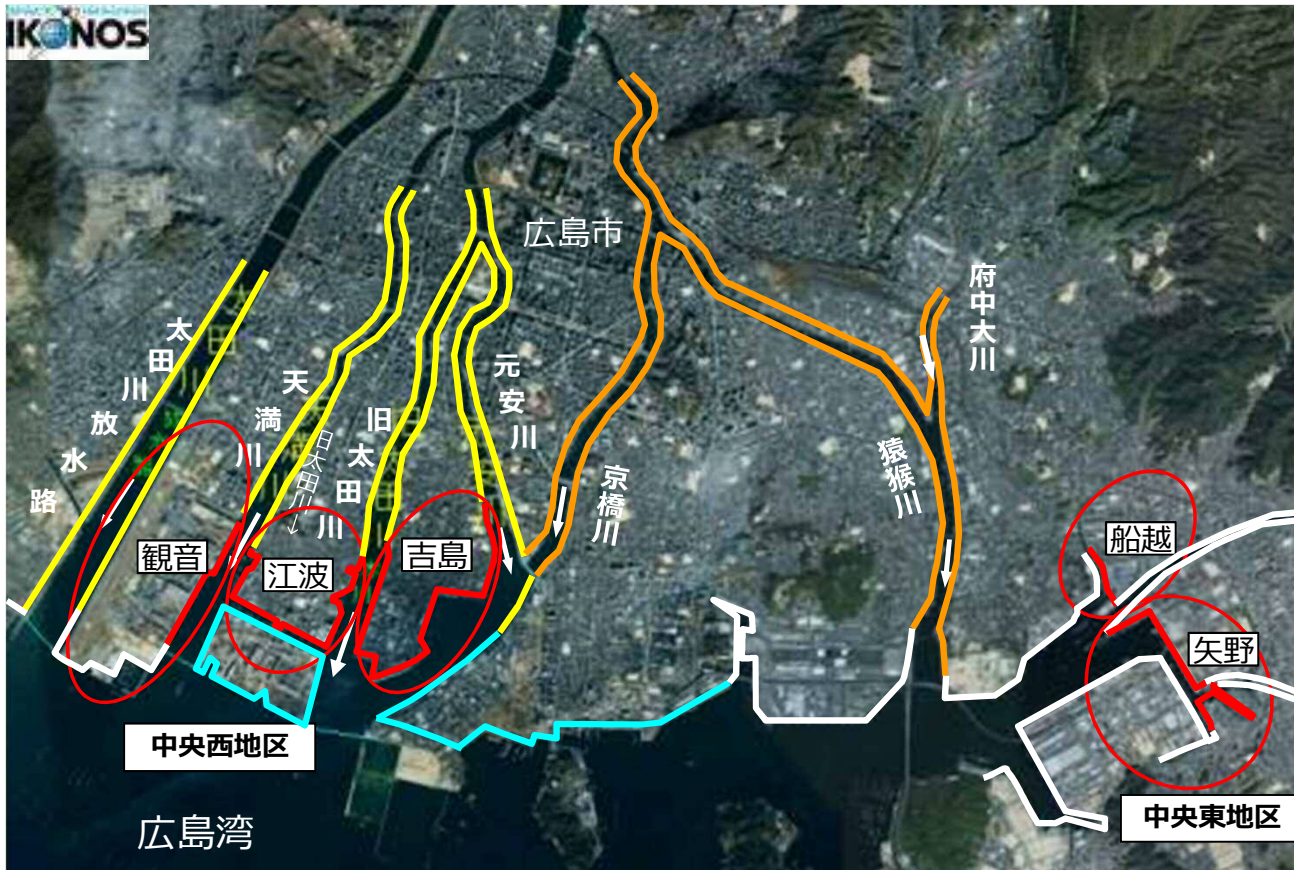
「事業再評価」 広島港海岸直轄海岸保全施設整備事業

**令和4年12月
国土交通省 中国地方整備局**

1.事業位置図

広島港海岸は、地形的に南向きで、概して地盤高も低いことから、高潮の被害を度々蒙っている。

太田川のデルタ地域に発達した市街地は埋立等により発展してきた歴史を持ち、地震に対して脆弱な地域である。



凡例：

海岸直轄整備区間	—
海岸補助計画区間	—
河川直轄整備区間	—
河川補助計画区間	—
その他の事業	—

2.過去の高潮被害①

◆広島県における高潮被害

太田川のデルタ地域に発展した広島市付近の沿岸域は人口や資産が集中しているが、台風に伴う高潮の常襲地帯であり、広範囲において度々被害を受けてきた。

近年では、平成3年の台風19号来襲時に広島港の既往最高潮位を更新し、記録的な被害をもたらした。また、平成16年の台風16号および18号も、広島県下に多大な被害をもたらした。

発生年月日	台風名	広島県下の被災状況			気象・海象状況	
		死者 (人)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	最高潮位 (C.D.L.+m)	最大瞬間 風速 (m/s)
1945.9.17(S20)	枕崎台風	2,558	24,168	28,358	—	45.3
1951.10.14(S26)	ルース台風	166	5,726	17,863	—	49.0
1991.9.27(H3)	台風19号	6	3,005	9,162	4.76	58.9
1999.9.24(H11)	台風18号	5	141	1,033	4.71	49.6
2004.8.30(H16)	台風16号	0	1,379	5,799	4.74	28.0
2004.9.7(H16)	台風18号	5	860	3,128	4.61	60.2
2005.9.6(H17)	台風14号	0	240	1,741	—	32.1
2007.8.3(H19)	台風5号	0	1	102	—	25.0

広島港の既往最高潮位
を更新、記録的被害

広島港海岸において
多大な被害

※ 潮位は広島港、風は広島地方気象台の記録を示す。

※ T.P（東京湾平均海面）を基準としたとき 広島港のC.D.L（基本水準面）は-1.84m

※ 出典：広島県HP

※ 高潮以外の被害も含まれる。

2.過去の高潮被害②

◆平成3年台風19号による浸水状況



◆平成16年台風18号による浸水状況



◆課題

□ 天端高の不足

港湾海岸における高潮対策が遅れており、計画天端高に満たない施設が多数あるため、高潮浸水被害の発生リスクが高い。（平成16年18号台風等により甚大な被害発生）



□ 地震による堤体変状の懸念

30年以内に発生すると予測されている地震（東南海地震：70%程度、南海地震：60%程度）により、既存施設に著しい変状が生じ、地震後の津波による甚大な被害の発生が危惧される。

◆平成14年に広島県が「広島沿岸海岸保全基本計画」を策定し、整備の方向性として各地区の代表堤防高等を設定

広島港海岸における整備の方向性（防護面）

- 高潮、津波に強い海岸の整備
 - ・未整備区間における施設整備
 - ・機能不足及び老朽化施設の改良
 - ・地震時の液状化対策、耐震性の向上

$$\begin{array}{l} \text{代表堤防高} = \begin{array}{|c|} \hline \text{朔望平均満潮位} \\ \text{(H.W.L.)} \\ \hline \text{基本水準面} + 3.76\text{m} \\ \text{(C.D.L.)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{潮位偏差} \\ \hline 2.3\text{m} \\ \hline \text{モデル台風（伊勢湾台風} \\ \text{規模・ルース台風経路）} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{許容越波流量による} \\ \text{必要高さ} \\ \hline 0.34\sim 1.24\text{m} \\ \hline \text{モデル台風の設計波高により} \\ \text{許容越波流量を超えない高さを設定} \\ \hline \end{array} \\ \\ = \text{C.D.L.} + 6.4\text{m}\sim 7.3\text{m} \end{array}$$

3.直轄事業実施の経緯

◆広島県の計画を踏まえ、平成17年度より直轄事業として 広島港海岸（中央西、中央東地区）の保全施設整備を事業化。

高潮、津波、地震対策として、既設護岸天端高さより約0.6m～2.0m程度嵩上げを行うとともに、液状化及び耐震対策を実施

地区		既設護岸最低天端高 (事業化前)	計画天端高
中央西	観音	5.3m	7.3m
	江波	4.7m	6.4m
	吉島	5.6m	6.7m
中央東	船越	6.0m	6.6m
	矢野	5.5m	6.6m

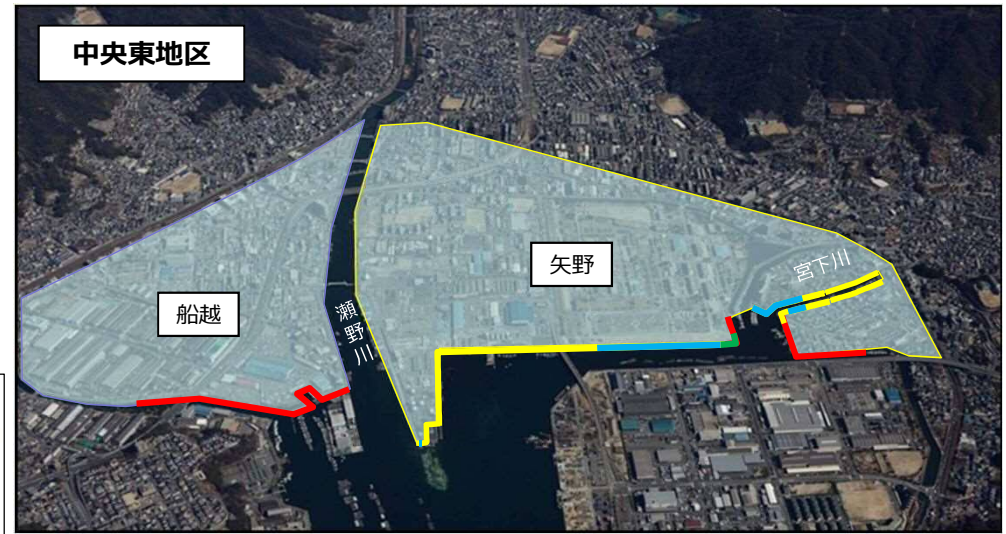
4.事業概要及び経緯

◆事業の概要

- ・事業区間 : 総延長12.7km
(護岸:10.2km,堤防:2.5km)
(中央西地区(観音・江波・吉島)、中央東地区(船越・矢野))
- ・事業期間 : <評価前>平成17年度～令和5年度
<評価後>平成17年度～令和12年度
- ・事業費 : <評価前>231億円
<評価後>316億円

地区		浸水面積(ha)	浸水区域内人口※ (人)
中央西	観音	124.3	45
	江波	43.0	5,463
	吉島	102.5	9,005
中央東	船越	8.5	861
	矢野	164.5	7,112
合計		442.8	22,486

※出典：H27d国勢調査(小地域集計)



5.事業内容の見直し① 中央東地区（矢野）

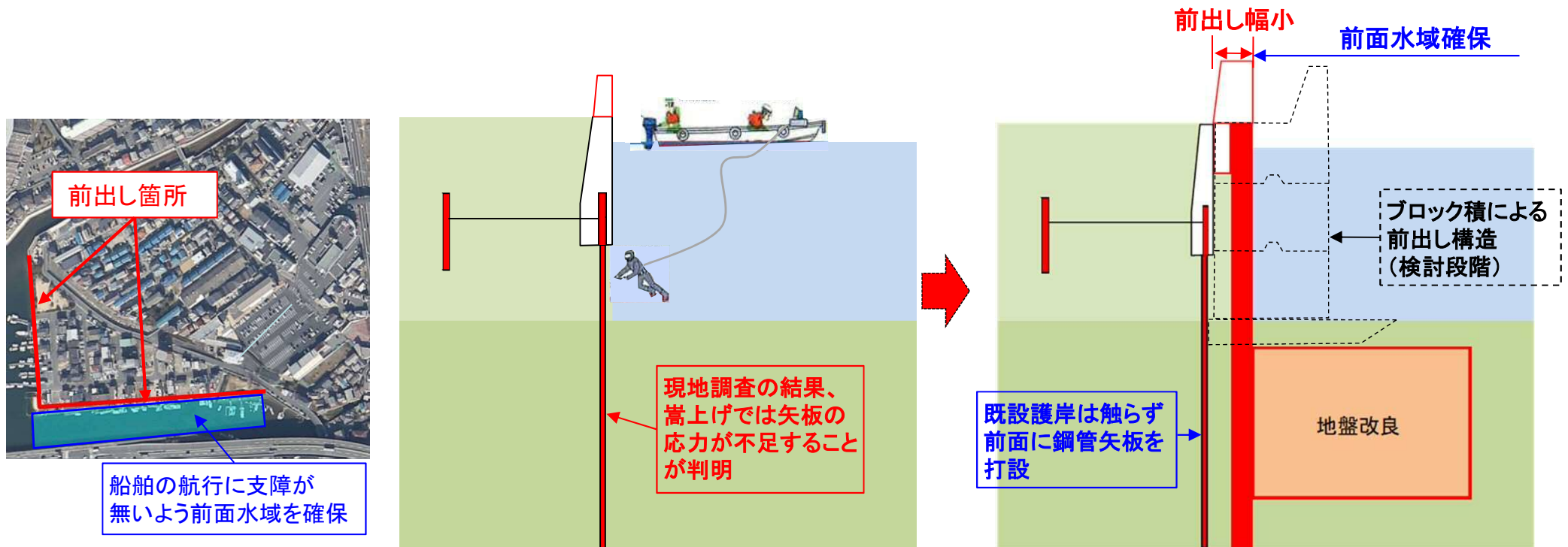
設計断面の見直し・・・約32億円の増加、事業期間7年延伸

矢野地区において、整備着手に先立ち現地調査を行った結果、既設護岸の鋼矢板が想定以上に腐食しており、想定地震時の応力不足が判明した。そのため、当初想定していた既設護岸の嵩上げが困難となり、断面変更（既設護岸は触らずに前出し）が必要となった。

さらに関係者調整において、護岸前面水域における船舶航行幅確保の要請があり、前出し幅を最小限にするため、護岸断面について比較検討し、ブロック積構造から鋼管矢板式へと見直した。

この設計断面の変更により、事業費が約32億円増加することとなった。

また、設計検討と関係者調整のため、工事着手までに追加で3年を要し、さらに地盤改良と鋼管矢板打設が追加となったことから、工事期間が3年から7年（4年追加）となるため、事業期間が7年延伸することとなった。

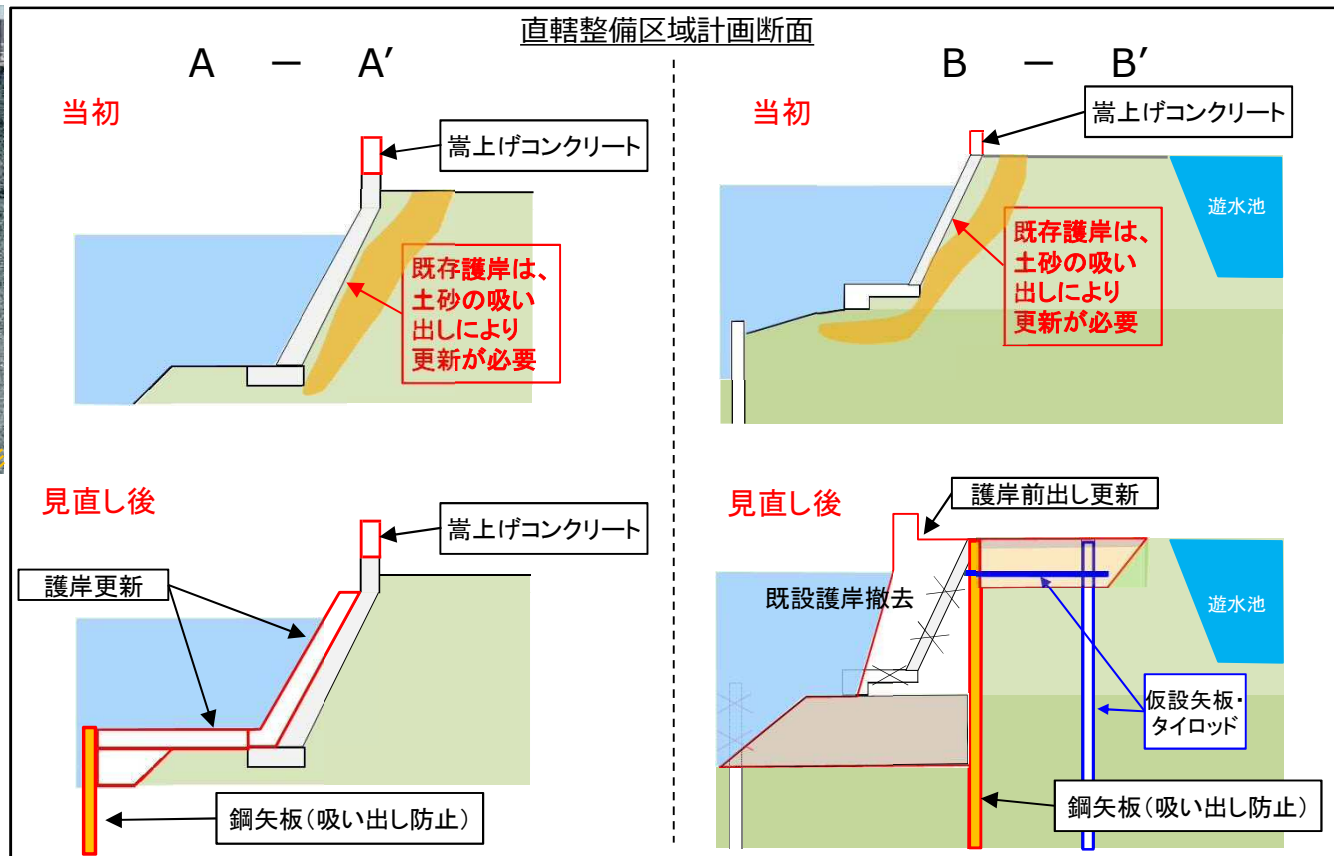
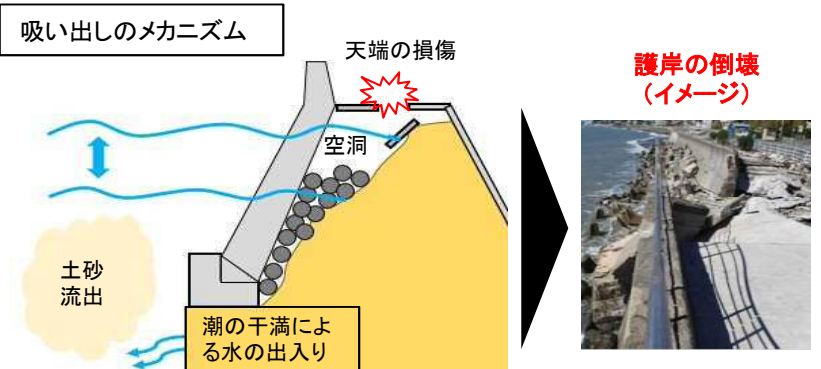
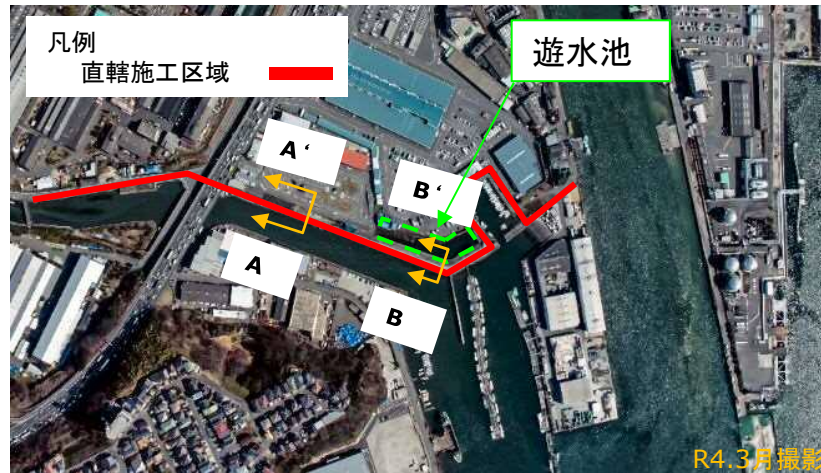


5.事業内容の見直し② 中央東地区（船越）

設計断面の見直し … 約25億円の増加、事業期間5年延伸

船越地区において、整備着手に先立ち現地調査を行った結果、既設護岸において、土砂の吸い出しによる空洞が確認されたため、当初想定していた既設護岸の高上げが困難となり、断面変更（護岸更新と鋼矢板による吸い出し防止対策）が必要となった（A-A'断面）。また、遊水池前面区間（B-B'断面）においては、遊水池からの水の流出による崩壊を防ぐため、鋼矢板および仮設鋼矢板を打設した上で既存護岸を撤去し、その後新たな護岸を前出し更新することが必要となった。この設計断面の変更により、事業費が約25億円増加することとなった。

また、設計検討と関係者調整に追加で2年を要し、護岸更新と鋼矢板打設が追加となったことから工事期間が2年から5年（3年追加）となるため、事業期間が5年延伸することとなった。



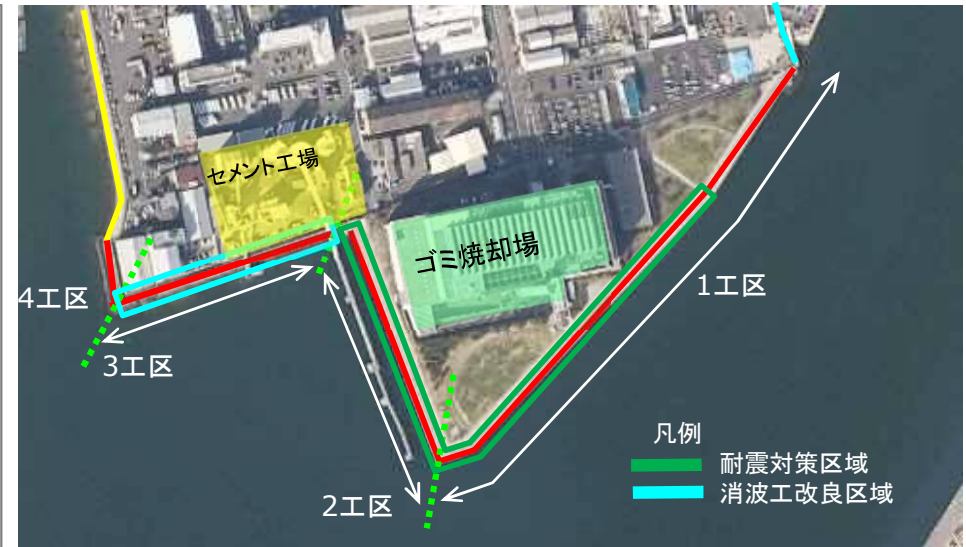
5.事業内容の見直し③- 1 中央西地区 (吉島南部)

設計断面の見直し、施工方法の変更 … 約19億円の増加

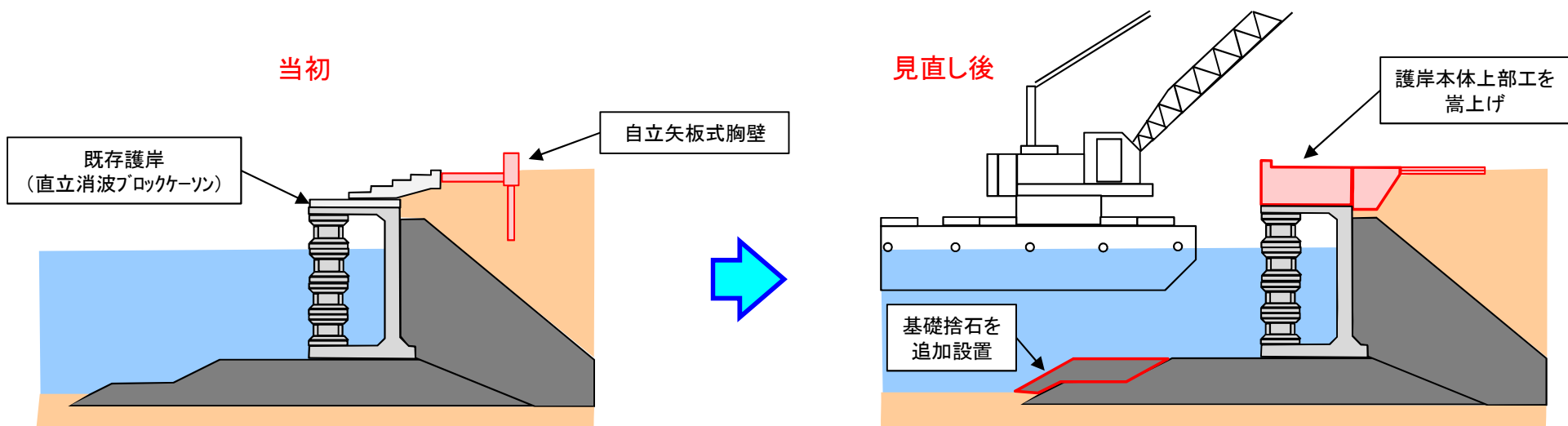
吉島南部1, 2工区については、関係者調整が整ったことからR1dに詳細設計を行ったところ、技術基準の改訂 (H30.8月) に伴い、既存護岸の想定地震動に対する安定性が不足していることが判明した。そのため、当初想定していた護岸背後への自立矢板式胸壁設置案では、地震時に前面の既設護岸の滑動による背後地盤 (胸壁設置箇所) の沈下等が想定されるため、既設護岸本体の耐震性を向上させる断面への見直しが必要となった。断面見直しの検討の結果、護岸の上部工を嵩上げし、その重量により安定性を確保することとなった。

また、施工においては、背後に十分なヤードがとれず、海上施工を行うことが必要となった。

この設計断面と施工方法の変更により、事業費が約19億円増加することとなった。



1工区 耐震対策区域 断面



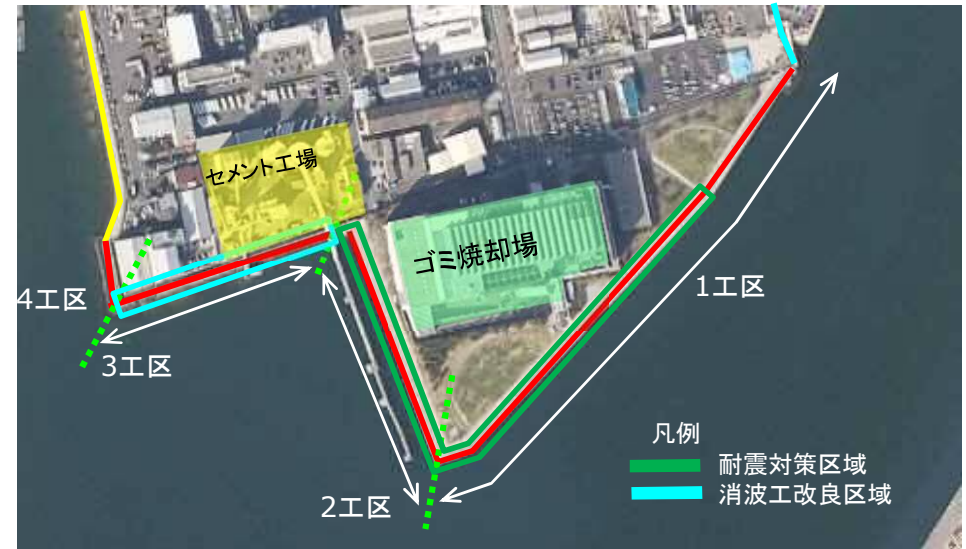
5.事業内容の見直し③-2 中央西地区 (吉島南部)

広島港海岸
直轄海岸保全施設整備事業

設計断面の見直し・・・約9億円の増加

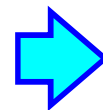
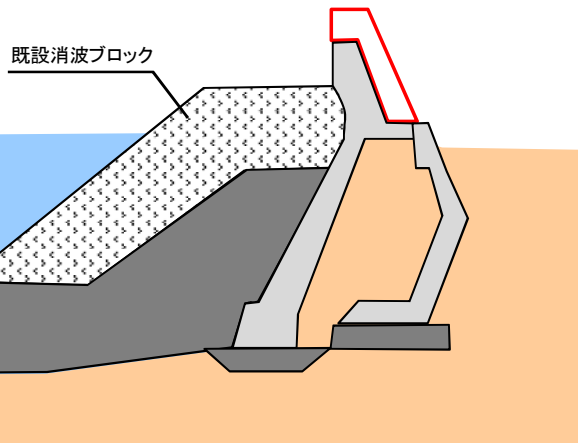
3工区の整備着手にあたり、背後のセメント工場にヒアリングを実施したところ、2工区護岸側からの反射波により越波が生じているとの情報提供があり、波浪状況を再現する模型実験により検証を行った。

その結果、反射波の影響が確認され、その対策として、消波ブロックを嵩上げする断面へ見直しすることとなったため、事業費が約9億円増加することとなった。

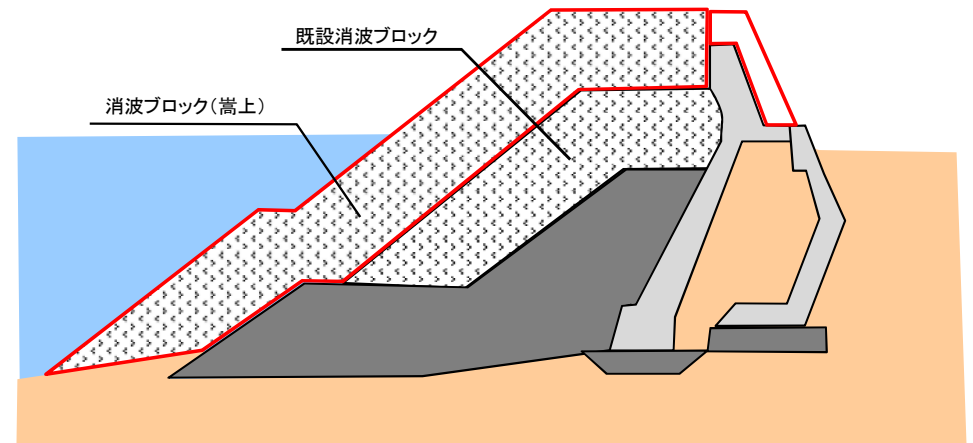


3工区 消波工改良区域

当初

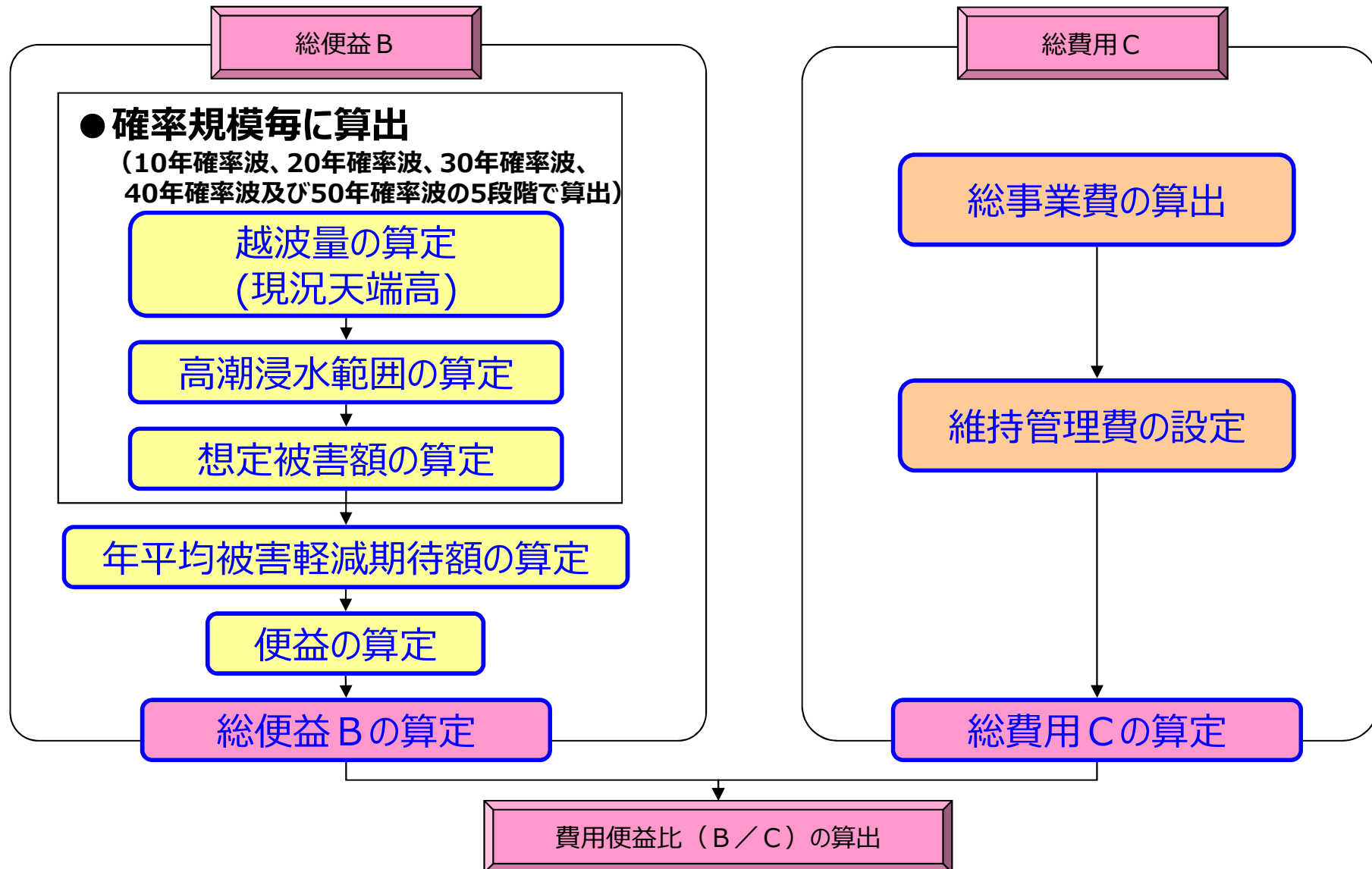


見直し後



6.事業の効果①

◆費用便益比（B/C）算出の流れ



※ 「海岸事業の費用便益分析指針（改訂版）」（平成16年6月 農村振興局・水産庁・河川局・港湾局）に準じて評価を行う。

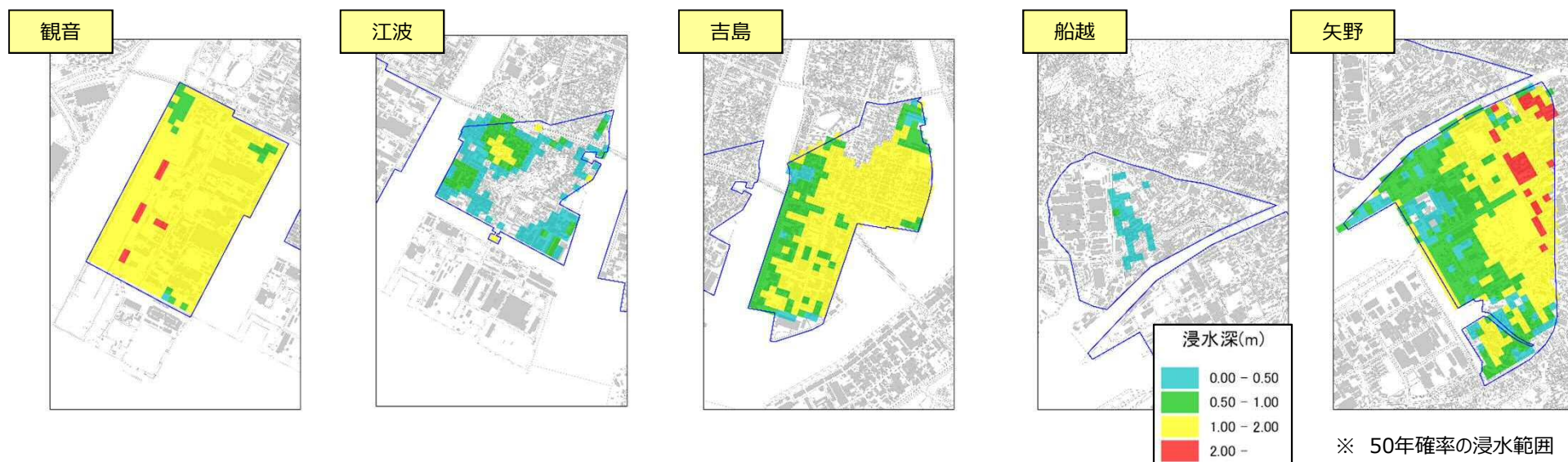
◆外力条件

越波量を算定する際の外力条件は、施設の計画外力を確率的に評価（10年～50年確率）して設定した。

潮位偏差(m)	10年確率	20年確率	30年確率	40年確率	50年確率
	1.28	1.52	1.67	1.76	1.84
朔望平均満潮位(H.W.L.)	C.D.L.+3.76m				
波浪条件	各施設における計画波浪を確率的に評価した値を用いる				

◆高潮浸水範囲の算定

上記外力条件について越波量を算出。レベル湛水法により浸水範囲を算定した。



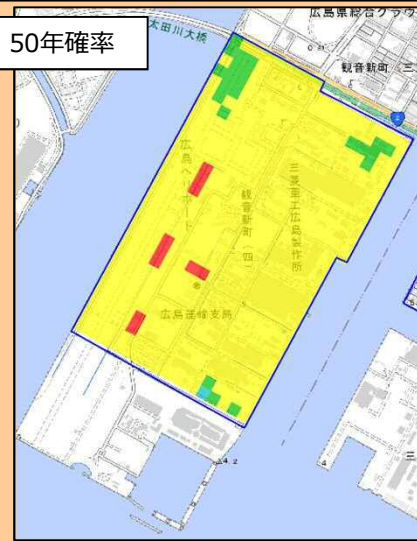
6.事業の効果③

◆年平均被害軽減期待額の算出

高潮による浸水範囲の算定（レベル湛水法による）

【Without】：海岸保全施設整備前

【With】：整備後 被害無し



40年確率
30年確率
20年確率
10年確率



※ 観音地区の例

- ・浸水深より被害率を把握
被害額 = 資産額 × 被害率
- ・確率的に処理を行い、
被害軽減期待額を算出

年平均被害軽減期待額

種別	被害箇所	算出方法	年平均被害額
一般資産被害額	家屋、事業所等		108.4億円
公共土木被害額	橋、道路、公園等	一般資産被害額×0.60	65.1億円
公益事業被害額	電気、ガス、水道等	一般資産被害額×0.01	1.1億円
計			174.6億円

年平均被害軽減期待額（一般資産被害額）の算出

発生確率	被害軽減額 (億円)	区間平均 被害軽減額 (億円)	年平均 超過確率	年平均被害軽減額の累計 (=年平均被害軽減期待額) (億円)
1・2・5年確率 ^{※1}	0.0			
10年確率	155.9	78.0	0.89642	69.9
20年確率	288.3	222.1	0.05000	81.0
30年確率	803.0	545.7	0.01667	90.1
40年確率	1,513.9	1,158.5	0.00833	99.7
50年確率	1,963.5	1,738.7	0.00500	108.4

※1 既設施設が防護できる確率年

6.事業の効果④

■費用便益分析結果

項目	事業全体	残事業
費用 (C)	424億円	81億円
事業費	392億円	73億円
維持管理費	31億円	8億円
便益 (B)	4,886億円	104億円
純現在価値 (B-C)	4,462億円	23億円
費用便益比 (B/C)	11.5	1.3

※端数処理のため、各項目の金額の和は必ずしも合計とはならない。
※本表中の額は、令和4年度を基準年として現在価値化した後のものである。

■感度分析結果 (B/Cによる分析)

要因	事業全体		残事業	
	+10%	-10%	+10%	-10%
便益	12.7	10.4	1.4	1.2
事業費	11.3	11.8	1.2	1.4
事業期間	11.5	11.6	1.3	1.3

費用便益分析の結果

- 純現在価値(B-C)=4,462億円
- 費用便益比(B/C)=11.5
となり、十分な投資効果があることが確認された。

6.事業の効果⑤ 整備効果の発現（矢野宮下川）

（平成25年度～令和2年度施工）

中央東地区（矢野）の宮下川沿いについて、約27億円を投じ護岸を既設天端高から2.0m嵩上げしたことで、未整備の場合の想定被害額である約173億円分を抑制することが可能となった。



整備前の状況（宮下川）



整備後の状況（宮下川）

住民の声



地元住民

高潮時の浸水が心配な地域にとって、護岸が整備されることはとても安心だ。

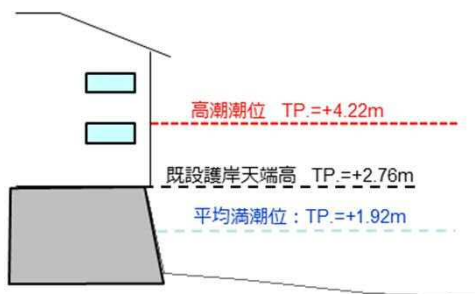


地元住民

高潮時に護岸背後の神社が浸水することが多かったが、その心配がなくなった。

整備前

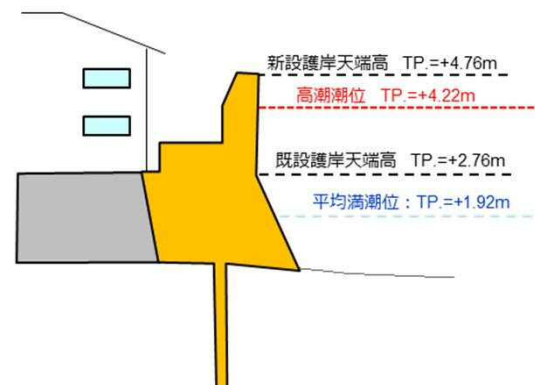
- 高潮等による背後地への浸水被害の発生



整備後

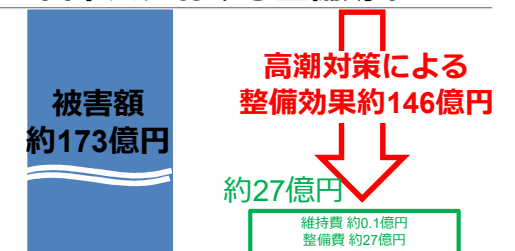
大規模な高潮等からの被害軽減

- 護岸を既設天端高から2.0m嵩上げ
- 高潮等による背後地への浸水被害を軽減



整備に伴う効果

中央東地区（矢野） 宮下川における整備効果



未整備の場合の
想定被害額※

※供用期間50年間の被害額

海岸護岸の整備費
と維持管理費

6.事業の効果⑤ 整備効果の発現（江波）

（平成23年度～令和3年度施工）

中央西地区（江波）西部について、約25億円を投じ堤防及び護岸を既設天端高から1.9m嵩上げしたことで、未整備の場合の想定被害額である約141億円分を抑制することが可能となった。



整備前の状況（江波西部）



整備後の状況（江波西部）

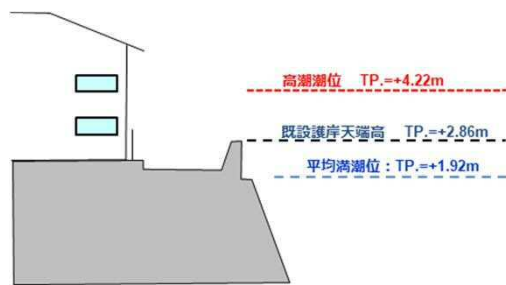
平成16年台風18号による浸水状況



※ 出典：広島市HP

整備前

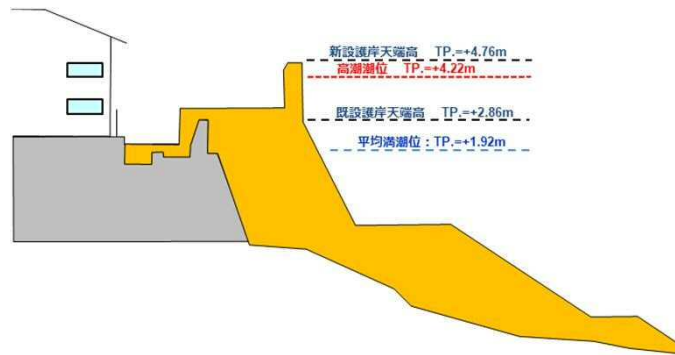
○高潮等による背後地への浸水被害の発生



整備後

大規模な高潮等からの被害軽減

○護岸を既設天端高から1.9m嵩上げ
○高潮等による背後地への浸水被害を軽減



整備に伴う効果

中央西地区(江波)西部における整備効果



6.事業の効果⑤ 整備効果の発現（観音）

（平成18年度～平成23年度施工）

中央西地区（観音）について、約31億円を投じ堤防及び護岸を既設天端高から約2m嵩上げしたことで、未整備の場合の想定被害額である約2,572億円分を抑制することが可能となった。



平成16年台風18号による浸水状況



※ 出典：広島市HP



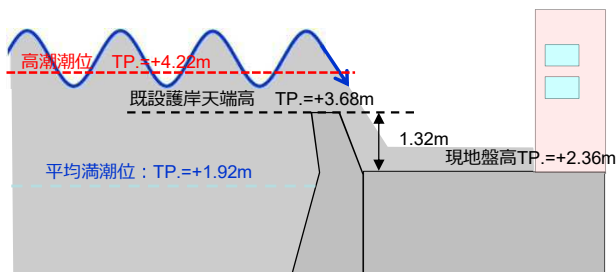
整備前の被災状況（観音）



整備後の状況（観音）

整備前

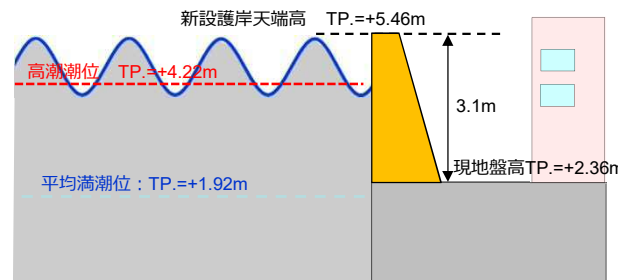
○高潮等による背後地への浸水被害の発生



整備後

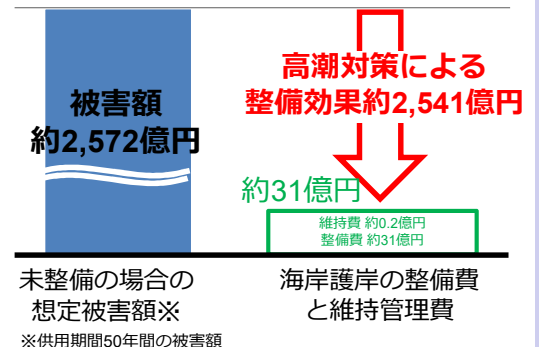
大規模な高潮等からの被害軽減

- 護岸を既設天端高から約2m嵩上げ
- 高潮等による背後地への浸水被害を軽減



整備に伴う効果

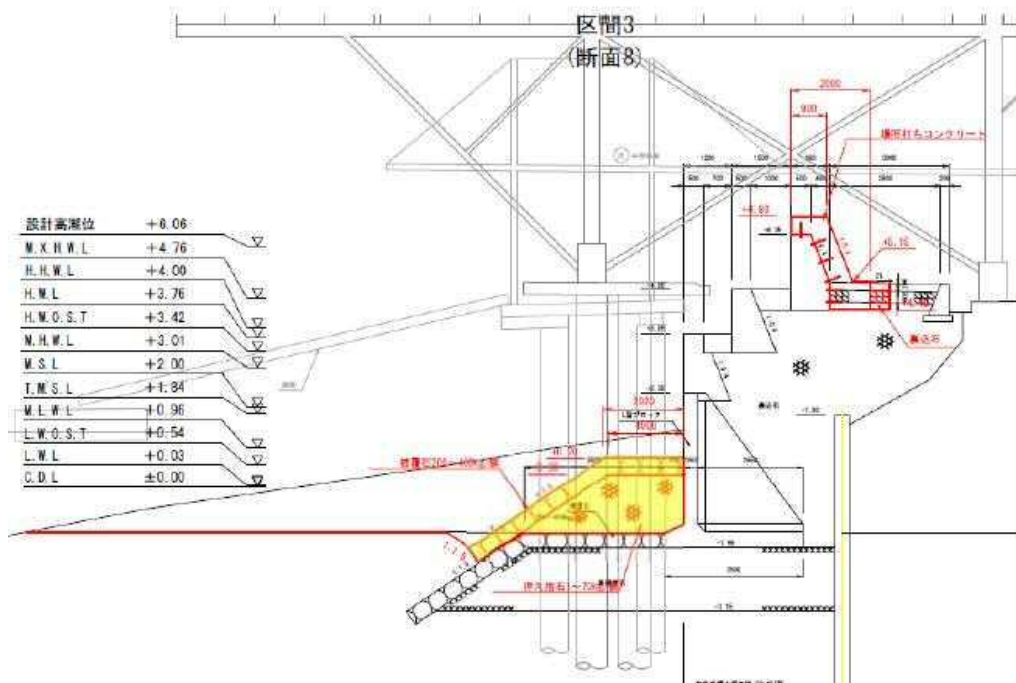
中央西地区(観音)における整備効果



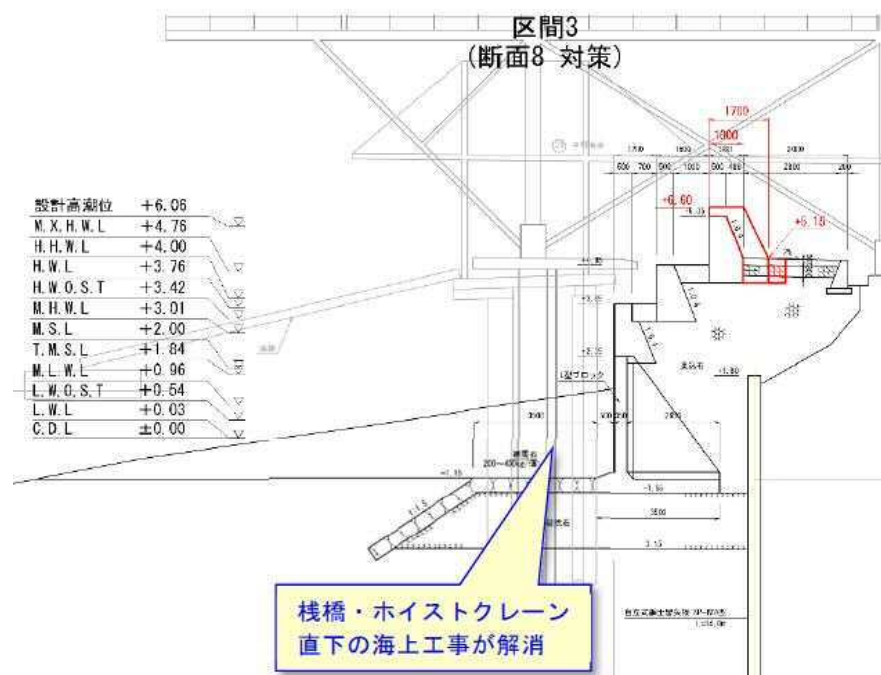
◆コスト縮減への対応

波浪変形計算等の見直しに伴い、石材投入等の海上作業が不要となったことで、約1億円のコスト縮減及び施工の効率化を図っている。

【当初断面】



【見直し断面】



8. 前回評価時との比較

事項	前回評価 (2019<R1> 再評価)	今回評価 (2022<R4> 再評価)	備 考
事業期間	2005年度<H17>～ 2023年度<R5>	2005年度<H17>～ 2030年度<R12>	事業年の変更
総事業費 (現在価値化前)	231億円	316億円	事業費の見直し
総費用(C)	304億円	424億円	総事業費の見直し 現在価値化の基準年変更 (2019<R1>→2022<R4>)
総便益(B)	3,222億円	4,886億円	一般資産額の算出 H26経済センサスをもとに算出 一般資産額の見直し (海岸事業の費用便益分析指針(改訂版)H16.6 をもとに算出 →海岸事業の費用便益分析指針(改訂版)H16.6 (R2.4一部更新)をもとに算出) 現在価値化の基準年変更 (2019<R1>→2022<R4>)
費用便益比 (B/C)	10.6	11.5	

9. 今後の対応方針（原案）

（1）再評価の視点

①事業の必要性等の視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

◇大きな変化なし

2) 事業の投資効果

費用便益費（B/C） = 11.5（事業全体） 1.3（残事業）

3) 事業の進捗状況

◇総事業費：316億円（既投資額：220億円）

◇残事業費：96億円

◇事業進捗率：70%（令和4年度末）

②事業の進捗の見込み

◇中央西地区（観音）については2011年度（平成23年度）に完成。事業全体は2030年度（令和12年度）完了予定。

③コスト縮減や代替案立案等の可能性

◇技術基準の改訂による見直し及び波浪変形計算の見直しに伴い、石材投入等の海上作業が不要となったことでコストを縮減。

（2）海岸管理者（広島県）への意見照会結果

異存はありません。

広島港海岸は、過去に大型台風による深刻な高潮浸水被害が繰り返し発生しています。また背後にゼロメートル市街地を抱えていることから、想定される最大クラスの地震・津波への減災対策は重要な課題と認識しております。

引き続き、最大限のコスト縮減に努めながら、早期完成に向け、確実に整備を進めていただきたい。

【今後の対応方針（原案）】

上記（1）、（2）の各視点により、事業の投資効果が見込まれると判断できることから**継続が妥当**

10.再評価の重点化・効率化判定票

項目	判定		
	判断根拠	チェック欄	
事業を巡る社会経済情勢等の変化			
事業の効果や必要性、周辺環境に変化がない	大きな変化なし	変化なし ■	変化あり □
前回評価からの事業費・事業期間の増加		増加なし	10%以内増加 10%超え
事業費の増加	全体事業費:231億円(2019<R1>評価時) → 316億円(今回評価時) 37%増加	□	□ ■
事業期間の増加	2005年<H17>~2023年<R5>(19年:2019<R1>評価時) → 2005<H17>年~2030<R12>年(26年:今回評価時) 37%増加	□	□ ■
前回評価からの費用対効果分析に関する影響要因の変化等			
費用便益分析マニュアルに変更がない	海岸事業の費用便益分析指針 令和2年4月(一部改訂)	変更なし □	変更あり ■
需要量の変化(需要量等の減少が10%以内)	広島港海岸の浸水区域内の需要量等の変化が小さい。 人口:22,486人(H27国勢調査)※前回調査から変更無し 世帯数:10,022戸(H27国勢調査)※前回調査から変更無し 従業員数:19,245人(H26経済センサス)※前回調査から変更無し	10%以下 ■	10%超え □
下記のうち、一方もしくは両方を満たしている ・事業費に対して費用対効果分析に要する費用が大きい ・前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている	直近3カ年の事業費の平均に対する分析費用 0.7% < 基準値(1.0%) 前回評価時の感度分析下位ケース 9.5 ≥ 基準値(1.0)	満足している ■	満足していない □
前回評価で費用対効果分析を省略していない		省略していない ■	省略している □
その他の事由(重点的な評価が必要な特別な事由)	特になし	—	
判定案:事業進捗等に大きな変更がある事業			

福 山 港 心 頭 再 編 改 良 事 業
尾道系崎港機織地区国際物流ターミナル整備事業
広島港海岸直轄海岸保全施設整備事業

〔広島県への意見照会と回答〕

国中整企画第65号
国中整港計第23号
令和4年11月10日

広島県知事 様

国土交通省
中国地方整備局長
(公印省略)

中国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針
(原案)の作成に係る意見照会について (依頼)

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を確保するため、中国地方整備局事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、令和4年12月20日に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

(別紙)

事業名	「対応方針（原案）」案※	備考
福山港ふ頭再編改良事業	継続	
尾道糸崎港機織地区国際物流ターミナル整備事業	継続	
広島港海岸直轄海岸保全施設整備事業	継続	

※貴県の意見を踏まえ、「中国地方整備局事業評価監視委員会」へ諮る対応方針（原案）を作成します。

■ご意見の送付期限：令和4年12月2日（金）までをお願いします。

※様式自由

■送付先・お問い合わせ先

中国地方整備局 企画部企画課

建設専門官 小田（内線：3153）

主査 鎌木（内線：3186）

TEL：082-221-9231（代表）

FAX：082-511-6359

〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館

土 総 第 840 号

令和 4 年 12 月 2 日

中国地方整備局長 様

広 島 県 知 事

(公 印 省 略)

中国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に
係る意見照会について（回答）

令和 4 年 11 月 10 日付け国中整企画第 65 号及び国中整港計第 23 号で依頼のこのことについて、対応方針（原案）に対する意見については、別紙のとおりです。

担 当 土木建築局土木建築総務課

(公共事業グループ 小川)

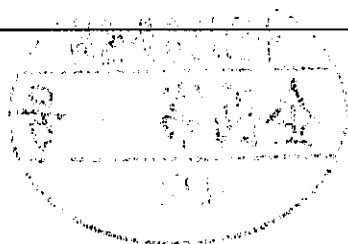
電 話 082-513-3814



中国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）に対する意見

【港湾事業】

事業名	福山港ふ頭再編改良事業
対応方針に対する意見 (対応方針：継続)	異存はありません。
<p>(具体的意見)</p> <p>福山港箕島・箕沖地区は、備後圏域の経済活動を支える重要な役割を担っておりますが、大型船対応の岸壁が不足しており、喫水調整を行うなど海上輸送コストの削減や効率的な荷役が困難な状況が続いています。</p> <p>このため、輸送機能の一層の強化を図り、地域基幹産業の競争力強化を早期に図る必要があるため、岸壁（水深 12m）、航路・泊地（水深 12m）について、引き続き、最大限のコスト縮減に努めながら、早期完成に向け、確実に整備を進めていただきたい。</p>	



中国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）に対する意見

【港湾事業】

事業名	尾道糸崎港国際物流ターミナル整備事業
対応方針に対する意見 (対応方針：継続)	異存はありません。
<p>(具体的意見)</p> <p>尾道糸崎港機織地区は、木材の輸入拠点としての全国的な地位を確立していますが、現状の水深では、近年における大型の木材運搬船に対応できておらず、海上輸送コストの削減や効率的な荷役が困難な状況が続いています。</p> <p>このため、輸送機能の一層の強化を図り、地域基幹産業の競争力強化を早期に図る必要があるため、泊地（水深10m）について、引き続き、最大限のコスト縮減に努めながら、早期完成に向け、確実に整備を進めていただきたい。</p>	

中国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）に対する意見

【海岸事業】

事業名	広島港海岸直轄海岸保全施設整備事業
対応方針に対する意見 (対応方針：継続)	異存はありません。
<p>(具体的意見)</p> <p>広島港海岸は、過去に大型台風による深刻な高潮浸水被害が繰り返し発生しています。また背後にゼロメートル市街地を抱えていることから、想定される最大クラスの地震・津波への減災対策は重要な課題と認識しております。</p> <p>引き続き、最大限のコスト縮減に努めながら、早期完成に向け、確実に整備を進めていただきたい。</p>	